

UBC情報

発行：2025年10月1日

No. 304

Selected Clients & Professionals Relationship

～河野会計事務所からのお知らせ～

10月1日より最低賃金が変更されます。
山口県の最低賃金は現行の979円から
64円引き上げられ、1,043円となっています。

トピックス

相続税における「延納」と「物納」

相続税を金銭で一括納付することが困難である場合、一定要件の下、延納又は物納が可能です。

◆金銭の一括納付が困難な場合は「延納」

相続税は、相続の開始があったことを知った日（通常は被相続人が亡くなった日）の翌日から10ヵ月以内に申告・納税をする必要があります。

国税は金銭で一括納付することが原則ですが、相続税額が10万円を超え、納期限までに金銭で納付することが困難とする事由がある場合には、担保を提供することで納付が困難な金額を限度に、年賦で納付する「延納」が可能です（延納税額100万円以下、かつ、延納期間3年以下の場合は担保不要）。

延納できる期間は、相続財産に占める不動産等の割合に応じて異なりますが最長20年間となり、延納税額に対しては利子税がかかります。

なお、延納を利用する場合は納期限までに申請書等を提出する必要があります（物納も同様）。

◆延納でも納付が困難な場合は「物納」が可能

延納によっても金銭で納付することが困難な事由がある場合は、その困難な金額を限度として、一定の相続財産で納付する「物納」が可能です。

物納に充てることのできる財産は種類及び順位が定められており、第1順位は不動産や船舶、国債証券、地方債証券、上場株式等が該当します。

なお、物納は延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内で認められるため、物納ができる金額（物納許可限度額）を計算する必要がありますが、令和7年度改正において、平均余命年数などを考慮した計算方法に見直されました（令和7年4月以後相続開始に係る申請分から適用）。

土地の相続登記に係る登録免許税の免税措置

昨年4月から相続により不動産を取得した場合の相続登記が義務化されており、土地について相続登記を受ける際は土地の価額に対して0.4%の登録免許税が課せられます。

ただし、①土地を相続した方が相続登記をする前に亡くなった場合や、②相続した土地の価額が100万円以下の場合は免税措置があり、今年度改正で適用期限が令和9年3月まで延長されました。

なお、①は登記名義人のAから土地を相続したBが相続登記をする前に亡くなった場合に、Bを土地の登記名義人とするための相続登記が対象となります（Bから土地を相続したCを登記名義人とする相続登記は対象外）。



金を売却した場合の税金の取扱い

ここ数年、金の価格が高騰しており金地金を売却して譲渡所得が生じた場合は確定申告が必要です。

◆譲渡所得の計算は所有期間で異なる

個人が金地金を売却した場合の所得は原則、譲渡所得となり給与所得など他の所得と合わせて総合課税の対象となります（営利目的で継続的に売買を行っている場合、実態に応じて事業所得又は雑所得）。

譲渡所得の計算は売却した金地金の所有期間に応じて異なり、次のとおり金地金を取得した日から5年以内に売却した場合は短期譲渡所得、5年を超えて売却した場合は長期譲渡所得となります。

◎短期譲渡所得の計算……譲渡価額－（取得価額＋譲渡費用）－特別控除50万円

◎長期譲渡所得の計算……{譲渡価額－（取得価額＋譲渡費用）－特別控除50万円}×1/2

なお、譲渡所得の特別控除は、その年の金地金の譲渡益とそれ以外の総合課税の譲渡益の合計額に対して50万円となります。また、短期譲渡所得と長期譲渡所得の両方に譲渡益がある場合、特別控除額は両方合せて50万円が限度です。

◆取得価額が不明な場合や損失が生じた場合

上記の計算において、売却する金地金の取得価額が分からない場合は「譲渡価額×5%」相当額が取得価額となります。

また、金地金を売却して損失が生じた場合は、他の総合課税の譲渡所得と損益通算ができますが、譲渡所得以外の所得との損益通算はできません。

なお、一度の取引で200万円を超える金地金等の売却をした場合、買取業者は支払調書を税務署に提出することが義務付けられています。

遺言のデジタル化に向けた見直し

法務省は遺言制度の見直しを検討しており、公表された中間試案によると、現行方式に加え、遺言の本文をPC・スマホ等で作成した電磁的記録又はプリントアウト等した書面による方式の創設や、自筆証書遺言等の要件緩和（押印要件の要否）等が検討されています（意見公募実施中）。

なお、公正証書遺言（遺言を公証人に伝えて作成）について、本年10月から公正証書に係る手続がデジタル化され、オンライン申請やウェブ会議による公証人との手続などが可能となる予定です。

退職所得の源泉徴収票等の提出範囲が拡大

退職手当等を支払った場合は、受給者に対して退職所得の源泉徴収票等を退職後1ヵ月以内に交付するほか、現行では受給者が法人の役員である場合に限り、退職所得の源泉徴収票等を所轄税務署及び市区町村（支払年の1月1日現在における受給者の住所地）にそれぞれ提出する必要があります（税務署への提出は、その年中に退職した受給者分をまとめて翌年1月31日までに提出可能）。

令和7年度税制改正により退職所得の源泉徴収票等の提出範囲が見直され、役員以外の受給者（居住者）についても税務署及び市区町村への提出が必要となりました。この見直しは令和8年1月1日以後に支払うべき退職手当等に適用されます。

マイナカードの電子証明書が期限切れの場合

マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書には有効期限（発行日から5回目の誕生日まで）があり、マイナ保険証の利用登録をしている方の電子証明書が有効期限切れとなった場合、有効期限満了日が属する月の末日から3ヵ月間はマイナ保険証を利用できますが、更新手続きをしなければ利用できなくなります。

なお、協会けんぽでは有効期限満了日が属する月の末日から2ヵ月を経過した場合、資格確認書を事業主経由で送付するとしています。



発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <https://www.ubc-net.com>



UBC社福 情報

No. 304

発行：2025年
10月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元

(有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝1-6-10

TEL：0836-33-6717

FAX：0836-33-6753

Mail：info@ubc-net.com

URL：https://ubc-net.com

所属：（一財）総合福祉研究会

（一社）全国地域医業研究会

総合福祉

事業活動計算書各論 サービス活動外収益

1. サービス活動外収益とは

本業である社会福祉事業以外の活動から生じる収益で、経常的に生じるものをいいます。主に財務活動から得られる収益で、具体的には借入金利息補助金収益、受取利息配当金収益、有価証券評価益、有価証券売却益、基本財産評価益、投資有価証券評価益、投資有価証券売却益、積立資産評価益、その他のサービス活動外収益が該当します。

2. 借入金利息補助金収益

施設整備及び設備整備に対する借入金利息に係る地方公共団体からの補助金等をいいます（運用上の留意事項「別添3 事業活動計算書勘定科目の説明」）。借入金の利息部分に係る補助金のため、施設整備及び設備整備に対する補助金とは区分してサービス活動外収益の区分に計上します。

3. 受取利息配当金収益

預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び出資金等に係る配当金等の収益をいいます。なお、満期まで保有する債券等について、購入金額と償還金額が金利の調整と認められる場合に適用が求められる償却原価法による収益も受取利息配当金収益に含まれます（別添3 事業活動計算書勘定科目の説明）。

4. (投資)有価証券評価益

有価証券を時価評価した際の評価益をいいます（別添3 事業活動計算書勘定科目の説明）。有価証券のうち満期保有目的の債券等は、原則として取得価額若しくは償却原価法に基づく価額を貸借対照表に計上します。ただし、満期保有目的の債券等以外の有価証券のうち、市場での時価がある有価証券については期末日における時価で計上します。この際、時価が帳簿価額を上回る際の差額については、「有価証券評価益」としてサービス活動外収益の区分に計上します。対象の有価証券が投資有価証券に区分される場合は、「投資有価証券評価益」としてサービス活動外収益の区分に計上します。

5. (投資)有価証券売却益

有価証券を売却した際に得られる売却益をいいます（別添3 事業活動計算書勘定科目の説明）。有価証券を売却して利益が発生した場合、原則として取引日における売却額から帳簿価額を控除した金額を「有価証券売却益」としてサービス活動外収益の区分に計上します。売却する有価証券が投資有価証券に区分される場合は、「投資有価証券売却益」としてサービス活動外収益の区分に計上します。

6. 基本財産評価益/積立資産評価益

定款に定められた基本財産が投資有価証券であり、当該基本財産を時価評価した際に評価益が生じる場合、前述の「(投資)有価証券評価益」の考え方と同様に、帳簿価額と時価との差額を「基本財産評価益」としてサービス活動外収益の区分に計上します。

積立資産として運用する資産が投資有価証券であり、当該積立資産を時価評価した際に評価益が生じる場合、前述の「(投資)有価証券評価益」の考え方同様に、帳簿価額と時価との差額を「積立資産評価益」としてサービス活動外収益の区分に計上します。

7. その他のサービス活動外収益

サービス区分以外の活動から経常的に生じる収益のうち、借入金利息補助金収益、受取利息配当金収益、有価証券評価益、投資有価証券評価益、有価証券売却益、投資有価証券売却益、基本財産評価益及び積立資産評価益以外のものをいいます（別添3 事業活動計算書勘定科目の説明）。具体的には、受入研修費収益、利用者等外給食収益、為替差益、退職共済事業管理資産評価益、退職共済預り金戻入額、雑収益に区分されます。

(1) 受入研修費収益

サービス受入研修費収益とは、研修の受け入れに対する収益をいいます（別添3 事業活動計算書勘定科目の説明）。研修生を受け入れた時に謝礼として金銭等を受け取った場合に、「受入研修費収益」としてサービス活動外収益の区分に計上します。

(2) 利用者等外給食収益

職員等患者・利用者以外に提供した食事に対する収益をいいます（別添3 事業活動計算書勘定科目の説明）。職員、受け入れた研修生、体験入所者などの社会福祉法人の施設サービスを利用する人以外に食材や食品を提供し、金銭等を受け取った場合に、「利用者等外給食収益」としてサービス活動外収益の区分に計上します。

(3) 為替差益

外国通貨、外貨建金銭債権債務（外貨預金を含む）及び外貨建有価証券等について、円換算によって生じた換算差益をいいます（別添3 事業活動計算書勘定科目の説明）。外国為替相場の変動によって所有する外国通貨等に利益が生じた場合に、「為替差益」としてサービス活動外収益の区分に計上します。

(4) 退職共済事業管理資産評価益

退職共済事業管理資産とは、退職共済事業管理資産の期末増加額をいいます（別添3 事業活動計算書勘定科目の説明）。

退職共済制度は社会福祉施等の職員の福利増進を図り、社会福祉事業の振興に寄与することを目的として制度に加入する職員が退職した際に退職手当金を交付する制度です。社協において実施する退職共済事業の会計処理については、各社協における実施内容が異なること等もあり、社会福祉法人会計基準による取扱いが定められておらず、各社協の判断等により会計処理がなされてきた経緯があります。しかしながら先般の法人制度改革の趣旨等を踏まえて取扱いが整備され、「社会福祉協議会における退職共済事業の会計処理に関する基本的な考え方について」（平成29年5月29日 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）及び別添の「社協における退職共済事業の会計処理に関する基本的な考え方について」（平成29年5月26日 全国社会福祉協議会）において、基本的な考え方の整理が行われ、当該考え方に基づいた会計処理が行われることとなりました。

各社会福祉協議会において実施する退職共済事業において、退職共済事業管理資産の帳簿価額と時価との間に評価益が生じた場合に、「退職共済事業管理資産評価益」としてサービス活動外収益の区分に計上します。

(5) 退職共済預り金戻入額

退職預り金戻入額とは、退職共済事業管理資産評価損に合わせて、退職共済預り金を減少させた額をいいます（別添3 事業活動計算書勘定科目の説明）。社会福祉協議会において実施する退職共済事業において、退職共済事業管理資産に時価評価損が生じた場合に、退職共済事業管理資産評価損に合わせて、「退職共済預り金戻入額」をサービス活動外収益の区分に計上します。

(6) 雑収益

雑収益とは、その他のサービス活動外収益のうち、上記（1）～（5）に属さないサービス活動外による収益をいいます（別添3 事業活動計算書勘定科目の説明）。すなわち、サービス活動外収益に属する収益のうち他のいずれの勘定科目にもあてはまらない、あるいは独立の科目とするほど金額的に重要でない収益を計上する場合に、「雑収益」としてサービス活動外収益の区分に計上します。

